

# 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業

要求水準書（案）

令和8年5月

川崎市



## 目次

1 総則.....	1
(1) 本要求水準書の位置づけ.....	1
(2) 事業目的.....	1
(3) 本事業の基本方針.....	1
(4) 対象施設等.....	2
(5) 事業範囲.....	2
(6) 本事業のスケジュール.....	3
(7) 業務における留意事項.....	3
(8) 業務従事者の要件等.....	4
(9) 第三者の使用.....	4
(10) 遵守すべき法制度等.....	4
(11) 事業関連資料等の取扱い.....	5
2 空調設備等の機能・性能等に関する要求水準.....	5
(1) 空調設備等に関する一般的要件.....	5
(2) 空調設備の運転管理方式.....	9
(3) エネルギー供給に必要な設備.....	9
(4) 空調設備等の設置等.....	10
(5) 災害対応.....	11
(6) その他.....	11
3 設計業務の要求水準.....	13
(1) 設計業務の基本事項.....	13
(2) 設計業務の基本方針.....	15
(3) 設計業務に関する要求水準.....	16
4 施工業務の要求水準.....	18
(1) 施工業務の基本事項.....	18
(2) 施工業務の基本方針.....	19
(3) 施工業務に関する要求水準.....	19
5 工事監理業務の要求水準.....	23
(1) 工事監理業務の基本事項.....	23
(2) 工事監理業務の基本方針.....	24
(3) 工事監理業務に関する要求水準.....	24
6 所有権移転業務の要求水準.....	25
7 維持管理業務の要求水準.....	25
(1) 維持管理業務の基本事項.....	25

(2) 維持管理業務の基本方針.....	28
(3) 維持管理業務に関する要求水準.....	29
<b>8 移設等業務の要求水準.....</b>	<b>31</b>
(1) 移設等業務の基本事項.....	31
(2) 移設等業務に関する要求水準.....	31
別紙 1 本事業の対象校及び対象室一覧.....	32
別紙 2 対象校毎の施工可能期間.....	37
別紙 3 遵守すべき法制度等.....	61
別紙 4 対象校・対象室毎の空調設備等のエネルギー方式及び必要な機器選定冷房能力等....	64
別紙 5 提出書類一覧.....	69
別紙 6 空調環境の標準提供条件.....	74

## 用語の定義

用語	定義
本事業	川崎市立学校体育館空調設備整備等事業をいう。
本市	川崎市をいう。
入札説明書等	公募の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な書類をいう。
業務水準	入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、実施方針、実施方針に関する質問及び意見に対する回答、事業提案書、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき水準をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
空調設備等	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備及びその他の一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる市立学校をいう。
付属室	別紙 1 に示す部屋をいう。
対象室	本事業の対象となる体育館のアリーナ、武道場及び付属室をいう。
業務従事者	事業者から業務を受託する業務従事者等をいう。
休日	川崎市の休日を定める条例で定める日をいう。
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）をいう。
事業年度	各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

## 1 総則

### (1) 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

### (2) 事業目的

川崎市立学校の体育館の環境改善については、学校施設長期保全計画に基づき、順次、再生整備工事を進めている中で、断熱化などを実施しているが、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況を踏まえると、体育館への空調設備の早期整備が必要となっている。

本事業は、PFI 手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、川崎市立学校の体育館等における空調設備等の早期の整備及び効果的・効率的な維持管理を行うことで、総事業費の縮減を図りつつ、学校の教育環境の改善及び避難所としての機能の強化を行うことを目的とするものである。

### (3) 本事業の基本方針

上記の事業目的を達成するため、本市は本事業の基本方針を以下のとおり掲げる。本事業を実施する事業者に対し、基本方針に基づき本事業を実施することを求める。

#### ア 体育館・武道場等における安全で快適な教育環境の実現

- ・ 昨今の気候変動による熱中症対策の必要性を踏まえ、空調設備が未設置である体育館及び武道場等に空調設備を一斉に整備することにより、安全で快適な教育環境の実現を図る。

#### イ 体育館の避難所機能の強化

- ・ 災害時には避難所として使用されることから、体育館に必要な冷暖房環境が提供できるよう、災害等の発生に伴う停電時にも稼働する空調設備等の導入を行う。

#### ウ 多数の学校への早期一斉整備及び効果的・効率的な維持管理の実現

- ・ 多数の市立学校を保有する本市において、民間活力を導入することによって、早期の一斉整備を実現する。
- ・ 整備される多数の空調設備について、事業期間を通して良好で適切な性能を維持し、快適な空調環境が提供できるよう、効果的・効率的な維持管理を提供する。

## エ 安定性の高い事業計画

- ・ 事業期間中の安定したサービス提供を確保するため、収支計画、資金調達等において、確実な事業実施が可能となる計画とするとともに、技術者や労働者、資器材の確保にも十分に配慮し、想定されるリスクについては、あらかじめ十分な検討を行った上で事業を実施することとする。また、労働者の作業環境にも十分配慮することとする。

## オ 地域経済の活性化

- ・ 本市が定める「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づき、地域に精通していることによる迅速な対応など、市内事業者ならではの強みを活かすとともに、地域経済の活性化に寄与するために、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とする。

### (4) 対象施設等

- ・ 本事業の対象となる施設は、別紙 1 に示す対象校の対象室（体育館アリーナ及び武道場等）とする。ただし、事業期間中、本市が本事業の対象校及び対象室を変更することを求めた場合、事業者は応じるものとする。

### (5) 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、下記の業務を行うこととする。

- ・ 空調設備等の設計業務
- ・ 空調設備等の施工業務
- ・ 空調設備等の工事監理業務
- ・ 空調設備等の所有権移転業務
- ・ 空調設備等の維持管理業務
- ・ 空調設備等の移設等業務

## (6) 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおり。

なお、対象校毎の施工を行う年度（以下「施工年度」という。）並びに対象室内及び対象室外の施工可能期間は、別紙2に示すとおりとする。

契約締結時期	令和9年6月下旬～7月上旬を想定※
設計期間	契約締結日から各対象校における施工開始まで
施工期間	契約締結日から令和12年3月まで ※上記の期間の中で空調設備等の整備を完了すること。
維持管理期間	各空調設備等の引渡し後から令和24年3月まで
事業終了	令和24年3月

※事業契約の締結は、川崎市議会の議決を受ける必要があるため、議会のスケジュールによる。

## (7) 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意することとする。

### ア 学校教育及び学校現場への配慮

- ・ 学校教育活動等へ支障をきたさない施工・維持管理計画とし、常に児童生徒、教職員及び保護者等学校関係者の安全に十分配慮する。

### イ 事業計画の妥当性(確実な事業実施体制の構築)

- ・ 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成することとする。
- ・ 事業収支計画や資金計画の作成にあたっては、事業を確実に遂行できる安定性の高い計画とすることとする。また、設計・施工の費用、維持管理の費用、エネルギー費用をあわせたライフサイクルコストの抑制を考慮することとする。
- ・ 長期にわたって効率的、効果的かつ安定的に事業を遂行できるよう各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築するものとする。
- ・ 事業実施にあたって、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画することとする。

### ウ リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

- ・ 運転資金の確保にあたっては、資金不足に陥らないように配慮する。また、通常の業務実施に加え、問題発生時においても機動性を発揮できる資金や、重大な瑕疵や故障等のリスク発生時においても緊急対応が可能となる必要な資金を確保することとする。
- ・ 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業者が有するリスクを適切に配分することで、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じることとする。
- ・ 事業期間にわたり、確実に事業の継続性を確保する仕組みや体制を構築することとする。

る。

## エ 環境への配慮

- ・ 本市の脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を踏まえ、先進的な環境技術の積極的活用、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩防止に貢献するよう、施工段階から維持管理期間まで環境保全に留意することとする。また、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じるものとする。

## オ 対象校における他事業との調整等

- ・ 別途、対象校においては、校舎の改修工事、教室における空調設備の整備、マンホールトイレの整備等、他の事業に係る工事等が行われていることを考慮しながら、各業務を実施することとする。また、各業務等を行うにあたり、関係主体と必要な調整等を行うこととする。

## (8) 業務従事者の要件等

事業者及び業務従事者は、以下の事項に従うこととする。

- ・ 事業者及び業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めることとする。
- ・ 業務従事者は、本事業の実施場所が学校であることを踏まえ、良好な教育環境の維持に配慮し、本市及び学校と十分に協議して事業を実施することとする。
- ・ 本事業の実施にあたって、本市又は学校等と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、本市又は学校等からの指示があるときは、当該協議記録を提出することとする。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、本市又は学校等からの指示があるときは、当該協議記録等を提出することとする。なお、申請書・届出等の副本は本市に提出することとする。
- ・ 業務従事者が対象校等に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用し、業務にあたることとする。

## (9) 第三者の使用

- ・ 設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務を行うにあたって、構成員及び協力企業以外の第三者を使用する場合、事前に本市に届け出ることとする。

## (10) 遵守すべき法制度等

- ・ 本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務の提案内容に応じ

て関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし併せて適宜参考にすることとする。対象となる法令等は、別紙3を参照することとする。ただし、別紙3での記載の有無に関わらず本事業に必要な法令を遵守することとする。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用することとする。

#### (11) 事業関連資料等の取扱い

- ・ 本市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意することとする。
- ・ 提供された資料等は、本事業に係わる業務以外で使用できない。また、不要になった場合には、紙の資料は速やかに返却し、電子データの場合で記録媒体を貸与した場合は、当該記録媒体を速やかに返却することとする。
- ・ 提供した資料等を複写又は複製等した場合には、上記の返却時までには全て廃棄することとする。紙の資料は内容が読み取られないように処理したうえで廃棄することとする。
- ・ 事業提案書提出時点までに本市が開示した図面等の資料の他に、事業契約締結後、本市は各業務実施にあたり事業者が求める図面等の資料の提供に関する協議には応じるが、求める資料が存在しない場合や本市が提供した資料では必要な事項が確認できない場合は、必要に応じて事業者の責任により現地調査等を行い、各業務の実施にあたっての対応等を図るものとする。なお、事業者が求める資料が存在しないことに起因する費用は、事業者の負担とする。

## 2 空調設備等の機能・性能等に関する要求水準

### (1) 空調設備等に関する一般的要件

#### ア 空調方式及びエネルギー方式

- ・ 空調設備等の空調方式は、個別熱源方式とする。
- ・ 空調設備等のエネルギー方式は、原則として都市ガス及び液化石油ガス（以下、「LPガス」という。）とし、本市が別紙4で対象校・対象室毎に指定するエネルギーを選択するものとする。

#### イ 空調機器

##### (ア) 空調能力

- ・ 空調機器の能力は、各対象室において設置される室内機の機器能力（冷房能力）の合計が、別紙4に記載される機器選定冷房能力を満たすこととする。なお、室外機は、室内機の冷房能力を発揮するために必要な能力の機器で構成すること。

## (イ) 室外機

- ・ 体育館アリーナ及び付属室に整備する空調設備等の室外機は、原則として「電源自立型ガスヒートポンプ式空気調和機（以下「電源自立型 GHP」という。）」とし、一部、電源自立型 GHP ではない「ガスヒートポンプ式空気調和機（以下「標準型 GHP」という。）」も認める。対象室毎に最低限設置を求める台数は、別紙 4 で示すとおりとし、求める台数以上の室外機を設置することとする。ただし、別紙 4 で求める室外機のうち、標準型 GHP の冷房能力については、対象室毎に設置を求める全ての室外機の冷房能力の合計が、当該対象室に必要な機器選定冷房能力を超えるよう設定することとする。
- ・ 対象校毎に体育館アリーナと付属室は、同じ系統としても良いものとする。
- ・ 武道場に整備する空調設備等の室外機は、原則として標準型 GHP とする。
- ・ 標準型 GHP を設置する場合には、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した機種を選定することとする。
- ・ 電源自立型 GHP 及び標準型 GHP の室外機は、臭気低減仕様とすることとする。
- ・ 対象校のうち日本冷凍空調工業会規格 JRA9002（空調機器の耐塩害試験基準）に基づき室外機、受変電設備及び盤類を、耐塩害仕様又は重耐塩害仕様とすべき学校はないが、既存の設備等の状況を踏まえて、事業者により必要に応じてそれらの仕様の機器の導入を提案することは妨げない。

## (ウ) 室内機

- ・ 体育館アリーナ及び武道場に整備する空調設備等の室内機は天井吊形を原則とする。
- ・ 体育館アリーナ及び武道場においては、室内機の破損防止や、学校関係者等の安全性、保全性、いたずら防止の観点から、防球ガードの設置等必要な対策を講じるものとする。なお、室内機や防球ガード等の設置にあたっては、対象室での授業や部活動、学校施設有効活用事業等により通常の用途で想定される使い方がなされたにもかかわらず、落下したり損傷したりすることがないように、十分な強度及び安全性を確保することとする。
- ・ 対象室毎に整備する室内機の冷房能力の合計が、別紙 4 で示す対象室毎に求める機器選定冷房能力以上となるよう機器を選定することとする。
- ・ 体育館アリーナにおける室内機の設置位置は、キャットウォーク下など、床上 3m 程度の空間に冷房環境を提供できるよう、対象室内の気流や温度分布に十分配慮し、適切な位置に設置することとする。
- ・ 室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を講じることとする。供用開始後に誤報が出た場合、事業者が感知器の移設（届出等を含む）を行うこととする。

## ウ 換気設備

- ・ 対象校のうち、大師小学校、今井小学校、橘小学校については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第 2 条に基づく特定建築物として、必要な換気設備の設置等を行うこととする。

## エ 配管等

- ・ 冷媒配管の保温及び断熱並びにドレン管の保温は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）と同等の性能を有するものを採用することとする。
- ・ 学校と調整の上、屋内外それぞれの学校活動の状況を踏まえ、配管及び保温材等の耐久性、耐衝撃性に留意し、故障等の予防を図ることとする。
- ・ 配管等のコンクリート壁の貫通は原則認めない。ただし、構造上支障のない場合は、この限りではない。なお、鉄骨造の体育館においては、原則として壁を貫通することは認めるが、支障のないように行うこととする。
- ・ 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去した上で耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取付けるとともに、窓が開かないように対策を行うこととする。なお、サッシの改修にあたって、室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保することとする。
- ・ 配管等によって既設カーテン・暗幕等が全閉状態とならなくなった場合は、当該箇所に既存のものと同様以上の開閉可能なカーテン・暗幕を設置する等、対象室への日射をコントロールし、冷房エネルギーの削減を図ったり、適切な光環境を確保することが可能とすることとする。なお、カーテン・暗幕等の維持管理は本市が行う。
- ・ 配管、配線等の設計を行う際に、各対象室の使い勝手や、屋内の意匠に配慮したものとすること。

## オ 冷媒

- ・ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用するものとする。
- ・ R32 冷媒を使用する場合は、日本冷凍空調工業会ガイドライン（JRA GL-20/GL-16）で規定された冷媒漏えい時の安全対策を必要に応じて講じること。

## カ リモコン

- ・ 各対象室にリモコンを設置すること。
- ・ リモコンは、ワイヤードリモコンとし、タイマーによる運転開始や運転停止（消し忘れの防止）が可能となる機能を備えるものとする。  
各対象室のリモコンは、対象室の照明のスイッチの近く等、学校関係者が操作しやすい位置に集めて設置することとする。ただし、学校から設置場所について特に指定が

ある場合は、指定された位置に設置すること。なお、設置位置が、体育館アリーナ及び武道場内となる場合は、防球ガードの設置等必要な対策を講じるものとする。

- ・ リモコンを操作できないようにするためのカバー（鍵付）を設けることとし、一箇所にまとめて設置された複数のリモコンは一つのカバーに入れることとする。なお、リモコンの鍵は、学校施設有効活用事業で通用門付近に設置されているキーボックスに入れて管理し、体育館の利用者が体育館利用時に空調設備を使用できるようにすることを想定しており、長さはキーボックスに収まるよう 5cm 程度とし、リングに通せる穴を設け、シールを貼る等「空調用」である旨が分かるようにすること。

## キ 集中管理コントローラー

- ・ 集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。
- ・ 集中管理コントローラーの設置場所は、原則として体育館のリモコン付近を想定しているが、本市又は学校の要望を踏まえて体育館内における設置位置を決定することとする。ただし、本市は職員室への設置は想定していない。なお、設置位置が、体育館アリーナ及び武道場内となる場合は、防球ガードの設置等必要な対策を講じるものとする。
- ・ 集中管理コントローラーは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮する。
- ・ シーズンオフ時は、対象室のリモコン操作を無効にできることとする。
- ・ シーズン中は対象室のリモコン操作のうち、ON-OFF は許可し、温度設定は許可しないことが可能な機能を有することとする。
- ・ 冷房・暖房の切替は、集中管理コントローラーで行い、各対象室のリモコンでの操作を禁止する機能を有するものとする。
- ・ 集中管理コントローラーで一括運転・停止操作ができ、本事業で設置する、対象校毎の全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）が可能な機能を有するものとする。
- ・ スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有するものとする。

## ク 遠隔監視システム

- ・ 空調設備等の使用状況やエネルギー消費状況の把握や、空調機器の運転時間や異常検知等による予防保全の実施等の観点から、空調設備等は、基本的に、各種運転データの記録・取得を可能とする遠隔監視システムの導入を行うものとする。

## ケ 計量器

- ・ 対象校ごとに、空調環境の提供に係るエネルギー消費量を一般消費分とは別に計量で

きるようにすることとする。

- ・ 空調設備等の使用状況やエネルギー消費状況の把握を目的として、以下の計測・計量が可能な設備を設置することとする。
  - 対象室別の運転時間（日単位、月単位）
  - 室外機別の運転時間（月単位）
  - 対象室別のエネルギー消費量（月単位）

## (2) 空調設備の運転管理方式

- ・ 空調設備等は、各対象室単位で個別運転が可能なこととする。なお、複数のリモコンを用いて、一つの対象室の空調設備等を制御できる状態も認めることとする。

## (3) エネルギー供給に必要な設備

- ・ 屋外キュービクル又は電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、地中管路を使用するものとするが、やむを得ない場合には、学校と協議し、学校運営上支障がない高さでの架空対応も可能とする。
- ・ 空調設備等の整備に伴い消費電力等に変更が生じる場合は、新たに設置する各室外機及び室内機の消費電力等に見合った容量のブレーカー及び配線に取り替えを行うこととする。
- ・ 本事業に必要なとなるエネルギーについて、既存のガス設備、電気設備の容量が不足する場合は、ガス設備及び電気設備の増設等を行い、十分なガス供給及び電力供給を確保することとする。
- ・ 変圧器は、過去のデマンド値を踏まえて、容量が、前年度の最大デマンドに、本事業で設置する機器の最大負荷を合算して、定格電流が 80%以上となるものは、事業者の負担において変圧器の交換又は増設等の対応を行うこと。  
※既存変圧器の過去のデマンド値等の参考資料は、入札公告時に提示予定。
- ・ 既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な変圧器容量をもつキュービクルを設置するか、十分な容量の変圧器に交換又は増設を行うこととする。容量の不足が確認できない変圧器は、対象校にある既存負荷設備（照明、エアコン、ヒーター、ポンプ、調理器具（冷凍冷蔵庫等）、換気機器、OA 機器等）を調査の上、負荷の合計容量に見合った定格容量のものを選定することとする。変圧器の交換又は増設にあたっては、原則として既存電気室内又は既存キュービクル内で行うよう努めることとする。新たに既存設備外で増設する場合は、本市及び学校と協議の上、設置位置を決定することとする。
- ・ 受変電設備等の改修・増設に伴う保安管理等に要する費用増加分については、本市の負担とする。
- ・ 変圧器の交換等に伴う付属機器等の交換や増設は、「1・(10) 遵守すべき法制度等」の事項に適合させることとする。

- ・ 供用開始後に、空調設備等の電力消費が原因で、変圧器容量が不足する事態が生じた場合、速やかに十分な容量の変圧器に交換する等の対応により事態の解消を行うこととする。
- ・ PCB が含有された変圧器を取り替える場合は、既存変圧器を関係法令に従い本市の指定する場所に運搬することとする。また、取り替え又は増設により新規に設置する変圧器は原則として、油入トッランナー変圧器を採用することとする。
- ・ 受変電設備等が校舎内（屋上を含む）に設置されている場合、変圧器の入れ替え等に伴う荷重の確認を行うこととする。荷重が受変電設備設置箇所の床等の積載荷重を上回る場合は、受変電設備の校舎外への移設等を行うこととする。
- ・ 液化石油ガスの供給を行う対象校は、容器を収納庫内に収納することとする。収納庫を新たに設置する場合は、積雪荷重、風圧力、地震力に十分耐える強度とし、かつ、耐久性、耐候性のあるものとし、容器の搬出入が容易な位置に設置することとする。
- ・ 液化石油ガス容器の収納庫は、庫内の全ての容器及び配管、機器類を堅固に固定できる構造とし、漏えいガスの滞留防止等を講じることとする。
- ・ 収納庫内には、空調設備等のガス消費量と容器のガス発生能力により十分な本数を設置できる集合装置を設置し、自動切替装置や遠隔監視装置によりガスの供給が途絶しない方策を講じることとする。

#### (4) 空調設備等の設置等

- ・ 室外機は原則として地上設置とし、屋上及び外壁等校舎に荷重をかけることは原則不可とする。また、地上部分に設置する面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意することとする。ただし、地上設置に適した場所がなく、やむを得ず屋上に設置する場合は、構造計算により、安全性の確保ができている旨、市の承諾を得た場合に限り可能とする。
- ・ 室外機を設置する際に設ける基礎等について、体育館アリーナが建物の2階にある土橋小学校は、市と協議の上、必要な高さまでかさ上げすることとする。
- ・ 室外機、配管等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策（共振対策を含む）、排熱対策等を講じることとする。特に、学校関係者等の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から、室外機、配管に容易に手が触れることのできる箇所ではフェンス等を取り付けるものとする。
- ・ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が対象校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し当該規制値を遵守することとする。
- ・ 空調設備等の設置に際し、花壇、菜園、動物舎、鳥小屋、防球ネット、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、本市及び学校と協議のうえ対応を決定し、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこととする。ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りで

はない。なお、既存物の移設や撤去を行うにあたり、緑化面積率等、法令等の適合に問題がないようにすることとする。

- ・ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、本市及び学校の承諾を得て、撤去、移植又は枝払いを行うことができるものとする。なお、樹木を撤去する場合は、本市と緑化にかかる協議を行い、協議結果に従うものとし、必要に応じて、同程度の樹種による移植を行うこととする。ただし、記念樹は原則として現状維持することとする。
- ・ 室内機や配管等の設置にあたり、対象室内に設置されている既存器具の取り外し及び復旧や内装、化粧板の改変及び復旧等が必要となる場合、事業者負担で行うこととする。
- ・ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカー又は接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行うこととする。ただし、接着系アンカーは、原則として吊り用に使用してはならない。アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行うこととする。
- ・ 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。
- ・ 空調設備等の室内機及び室外機には、本事業で設置したことを明確にするために、色分けシールと併せて識別番号等を堅固に取り付け、不具合時の連絡先を標示することとする。また、配管等を含めた共用設備についても、可能な限りその他既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるよう配慮する。

## (5) 災害対応

- ・ 停電時にも稼働する電源自立型 GHP を、別紙 4 に示す台数以上設置すること。
- ・ 本市においては、灯油式非常用発電機が各学校にあるため、電源自立型 GHP により発電される電力は、体育館内にコンセントを新設し、供給できるようにすること。
- ・ 当該コンセントは、スマートフォンの充電 (10w×10 台) 単相 100/200V 電力負荷 100W 以上の利用に対応するとともに、リモコン付近の分かりやすい場所に設置し、電源自立型 GHP の発電時において使用できるものであることが分かるように工夫すること。

## (6) その他

- ・ 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。
- ・ 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行うこととする。
- ・ 対象校において、将来、想定される学校の改修や改築工事等の際、空調環境の中断が生じないように配慮し、本市と十分に協議のうえ、機器の配置や配管ルートを決めるものとする。本事業には、対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、廃棄等 (以下「移設等」という。) を含むが、空調設備等の移設(「6 所有権移転業務の要求水準」参照)等を行う際に、移設・復旧が速やかに可能となるよ

う配慮する。

### 3 設計業務の要求水準

#### (1) 設計業務の基本事項

##### ア 設計業務の範囲

本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象校の対象室における空調設備等の整備を行うために必要な設計を行うこととする。設計業務には、以下の業務を含む。

- ・ 空調設備等の設計のための事前調査業務
- ・ 空調設備等の設計のための対象校の一般図(配置図、平面図)作成業務
- ・ 空調設備等の施工に係る設計業務(各対象校の設計図書の作成等)
- ・ その他付随する業務(業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請並びに検査等。なお、調整業務には、対象校や他工事との調整も含み、暫定版の工程表・仮設図等を作成、提出の上行うものとする。)

##### イ 設計業務の期間

契約締結日から各対象校における施工開始までの間で、対象校ごとに事業者が計画することとする。

##### ウ 設計業務の実施体制

設計業務の遂行にあたっては、以下に示す有資格者等を管理技術者及び設計担当者として配置し、設計業務着手前に本市の承認を得ることとする。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者もしくは設計担当者として著しく不相当と本市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じるものとする。

また、事業者は設計を行う者と施工業務を行う者を連携させ、本市、学校及び別途工事の関係者に対して、各対象校の施工開始月の3か月前の月の末までに(ただし、令和9年度の施工対象校に関しては事業契約締結後可能な限り早期に)、施工工程表(体育館の授業等使用不可期間を含む。)、仮設図(足場位置、車両搬入経路、資材置場、室外機設置位置)(いずれも暫定版を含む。)を提示できるようにすることとする。

##### (ア) 管理技術者

- ・ 業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出し、承諾を得ることとする。
- ・ 管理技術者は、設計において、電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に反映できる者とし、設備設計一級建築士又は建築設備士でなければならないこととする。
- ・ 管理技術者は、「(イ) 設計担当者」の資格要件の「a 電気設備設計者」又は「b 機械設備設計者」を兼ねることができるものとする。

## (イ) 設計担当者

### a 電気設備設計者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ・ 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 大学(専門課程)卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 高等学校(専門課程)卒業後11年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

### b 機械設備設計者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士で空調設備設計の実務経験を有する者
- ・ 一級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 大学(専門課程)卒業後5年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 高等学校(専門課程)卒業後11年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

## エ 設計業務の報告及び書類・図書等の提出

### (ア) 設計計画書の提出

- ・ 設計業務着手前に、設計の方針を記した設計計画書を作成し、別紙5に示す書類等とともに提出し、本市の承認を得るものとする。
- ・ 事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校に対する設計業務の業務計画を記載した年度業務計画書を作成し、本市と協議のうえ提出することとする。ただし、初年度は事業契約締結後に、可能な限り速やかに行うこととする。なお、年度業務計画書に、施工工程表(体育館の授業等使用不可期間を含む。)、仮設図(足場位置、車両搬入経路、資材置場、室外機設置位置)(いずれも暫定版を含む。)の提出時期を明記することとする。

### (イ) 報告及び書類等の提出

- ・ 事業者は、定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙5に示す書類・図書等について様式を含めて作成のうえ、本市に提出し承認を得ることとする。なお、設計に関する書類・図書等の著作権は本市に帰属する。

## (ウ) 施工工程表及び仮設図の提出

- ・ 事業者は、設計業務を行う者と施工業務を行う者を連携させ、本市、学校及び別途工事の関係者に対して、各対象校の施工開始月の3か月前の月の月末までに、施工工程表（体育館の授業等使用不可期間を含む。）、仮設図（足場位置、車両搬入経路、資材置場、室外機設置位置）（いずれも暫定版を含む。）を提出すること。

## (エ) 作業報酬台帳等の提出

- ・ 川崎市契約条例にのっとり、事業者は本市に準じた措置を講ずることとし、本市の定めた期日までに作業報酬台帳の提出等を行うこととする。

## (オ) その他留意事項

- ・ 設計図書等には JIS 規格に基づく条件により運転した場合の機器能力で表記することとする。

## (2) 設計業務の基本方針

### ア 環境負荷低減への配慮

- ・ トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮を行うこととする。
- ・ 二酸化炭素排出量の削減に十分配慮する。
- ・ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。

### イ 空調設備等の性能(効率性、快適性、操作性、安全性への配慮)

- ・ 空調設備等の性能（仕様、台数等）の決定にあたっては、長期間にわたって、学校関係者等の利用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮する。
- ・ 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、学校関係者等の利用者の安全確保に留意することとする。
- ・ 各対象校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境への影響及び対象校の周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等）に配慮する。特に、機器設置完了後において問題が発生した場合には、その対処方策について検討し、本市と協議し、対処に当たるものとする。
- ・ 機器選定や運用にあたっては、教職員による容易な管理・取扱いに配慮する。
- ・ 対象校の敷地形状、校舎や対象室の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行うこととする。
- ・ 室外機、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、事業者の

負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。(例：敷地内の樹木の移植、敷地内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等。)

- ・ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響(騒音、振動、温風、臭気等の発生等)を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこととする。
- ・ 授業のカリキュラム等、実際の教育活動に応じて柔軟な運用が可能な機器及びシステムとするよう配慮を行うものとする。

#### ウ 設計計画、設計体制の妥当性

- ・ 本事業で求める供用開始時期に合わせ、学校や別途工事の関係者に早期に情報共有できるように、施工業者と調整の上、工程表(体育館使用不可期間)、仮設図(足場位置、車両搬入経路、資材置場、室外機設置位置)について、施工時とずれの少ない暫定版を用意する等、確実にサービス提供が可能となる確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とすることとする。
- ・ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。

#### エ フレキシビリティへの配慮

- ・ 将来の改修や改築等に伴う空調設備等の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮する。
- ・ 改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないよう配慮する。
- ・ 機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。

#### オ その他

- ・ 上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境を確保するための配慮を行うものとする。

### (3) 設計業務に関する要求水準

#### ア 設計内容の協議

- ・ 設計にあたっては、本市と協議し行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。また、本市との協議内容については、書面(協議記録)に記録し、相互に確認するものとする。

## イ 設計変更

- ・ 本市は、必要があると認めた場合、事業者に対し設計の変更を要求することができるものとする。この場合の手続き及び費用負担等は事業契約書で定める。

## ウ 学校との調整関係

- ・ 室外機、室内機の設置場所、工事期間中の足場位置、資器材置場、車両の搬入ルート、エネルギー源の供給ルート（LPガス保管位置や配管ルート等）について、分かりやすい資料を用いて、学校の下承を得た上で、学校説明資料と協議記録を本市に提出すること。

## エ エネルギー供給にかかる調整

- ・ 各対象校におけるエネルギー供給の方法や、それに対応するための既存の電気設備やガス設備等の改修内容等、他工事との調整等が必要となる条件等については、設計・施工期間の各年度の初期の段階に本市に報告することとする。報告する内容や時期、方法等についての詳細は、本市と協議して決定することとする。
- ・ 空調設備等へのエネルギー供給を都市ガスとする学校については、事業者により、都市ガス本管の引込等の調整を行うこととし、ガス管の増径の対応等が工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。
- ・ 空調設備等へのエネルギー供給をLPガスとする学校については、事業者により本事業の各対象校の空調設備等の整備に伴う保管庫やバルクタンクの確保といったLPガスの貯蔵量の増対応や、LPガス業者の補充頻度の調整等を行うこととし、当該対応等により工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。

## オ 別途工事との調整

- ・ 対象校敷内において他の工事や作業等が行われる場合は、本市及び学校を通じ、設計段階から設計業務を行う者と施工業務を行う者が調整の上、施工工程表、足場位置、室外機位置、車両搬入経路の暫定版を作成し、別途工事等の請負者と十分調整を行い、本事業を円滑に進めることとする。

## カ 交付金申請補助業務

- ・ 交付金の申請にあたり、壁芯による設計とし、空調対象面積の積算や、工事内訳書の作

成等、必要な書類を提出することとする。

## キ その他

- ・ 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。

## 4 施工業務の要求水準

### (1) 施工業務の基本事項

#### ア 施工業務の範囲

本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象校の対象室全てにおける空調設備等の施工を行う。施工業務には、以下のものを含む。

- ・ 空調設備等の施工のための事前調査業務
- ・ 空調設備等の新規設置に係る施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、対象校や他工事との調整を含む。）

#### イ 施工業務の期間

「1-(6) 本事業のスケジュール」に定める施工期間内に行うこととする。

#### ウ 施工業務の実施体制

施工業務の遂行にあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工業務着手前に本市に提出して承認を得ることとする。

##### (ア) 技術者及び補助員について

事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任で適切に配置することとする。また、この技術者のもとに対象校ごとに補助員を配置する等、迅速に対応できる体制を整えることとする。

#### エ 施工業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に本市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙5に示す書類・図書等を本市に提出し、承認を得ることとする。

設計業務期間中に提出した工程表・仮設図の暫定版について、施工時に変更が生じる際は、適宜修正版を学校及び本市に提出することとする。

また、川崎市契約条例にのっとり、事業者は本市に準じた措置を講ずることとし、本市の定めた期日までに作業報酬台帳の提出等を行うこととする。

## (2) 施工業務の基本方針

### ア 施工計画・施工体制の妥当性

- ・ 「1-(6) 本事業のスケジュール」に示す空調環境の供用開始時期に、確実にサービス提供が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とすることとする。
- ・ 施工期間中における学校現場の安全確保を行うこととする。
- ・ 施工に伴う学校教育環境への影響及び対象校周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。
- ・ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とすることとする。

### イ 環境負荷低減への配慮

- ・ 施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図ることとする。

### ウ その他

- ・ 上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

## (3) 施工業務に関する要求水準

### ア 一般的要件

- ・ 事業者は、空調設備等工事一式を施工することとする。
- ・ 工事施工その他、空調設備等及び関連機器の設置等にあって必要となる各種申請、届出等は、事業者の責任・費用において行うものとする。
- ・ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者が自己の責任において遅滞なく行うこととする。
- ・ 設置工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備することとする。
- ・ 学校運営上支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道は、本市及び学校に確認の上、無償で使用できるものとする。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を求めることとする。また、電力の使用においてデマンドが急激に高くなり、契約電力が増加しないよう十分考慮することとする。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達することとする。
- ・ 施工業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ本市との協議によって事業者が作成するものとする。）に基づき、自主的に施工状況や調整の結果等の内容を検査し、その結果を報告することとする。

## イ 現場作業日・作業時間

- ・ 現場作業日・作業時間は、原則として次によるものとする。
  - 休日は、各学校と調整の上、作業を行うことができるものとする。
  - 危険な作業や停電・断水・ガス停止を伴う作業等学校活動に支障となる作業をやむを得ず休日に行う場合は、事前に学校及び本市と十分協議を行うこととし、日程や詳細な作業内容等がまとまり次第、速やかに本市に報告することとする。
- ・ 授業中に作業を行う場合は、事前に学校と十分協議を行うこととする。
- ・ 作業時間は、原則午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分までとする。（学校により、始業・終業時間が異なる。）
- ・ 騒音・振動を伴う作業は、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間に行うこととする。
- ・ 学校行事を確認し、事前に学校と十分協議を行うこととする。

## ウ エネルギー供給、設備システム等の機能確保

- ・ 電力、ガス、水道等のエネルギー供給及び既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じることとする。
- ・ 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に本市及び学校と協議し、必要に応じて代替措置を講じることとする。
- ・ 機械警備システムが工事上支障となる場合、本市、対象校及び本市が委託する警備管理業者と協議の上、必要な措置を講じることとする。なお、この場合、施工等は警備管理業者が行い、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- ・ 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保することとする。やむを得ず稼働できない場合には、本市、対象校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じることとする。

## エ 別途工事との調整

- ・ 本事業期間中に対象校敷地内において、他の工事や作業等が行われる場合は、本市及び学校を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めることとする。

## オ 安全性の確保

- ・ 工事の実施にあたっては、学校関係者に対する安全確保を最優先することとする。
- ・ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び学校と本市の要望する全ての箇所に仮囲い等により安全区画を設定することとする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、学校関係者の安全に十分配慮し、事前に本市及び学校との協議・調整を行うこととする。
- ・ 大型資材搬入時には警備員を配置する等、事業者の責任で安全の確保に配慮する。

## カ 非常時・緊急時の対応

- ・ 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、あらかじめ防災マニュアルを作成することとする。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じることとする。

## キ 近隣対策等

- ・ 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生及び交通渋滞並びに空調設備等の設置及び移設等により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、近隣対策を実施することとする。
- ・ 近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に工事の内容、影響等について、近隣への周知を行うこととする。

## ク 工事現場の管理等

- ・ 校門付近に工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示することとする。また、事前に対象校の管理者、本市も含めた緊急連絡簿を本市及び学校に届け出ることとする。
- ・ 工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにした上で、事前に本市及び学校に届け出て、承諾を得ることとする。
- ・ 善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこととする。
- ・ 対象校内に材料、工具等を保管する場合、対象校に了解を得た上で保管し、保管場所には必ず施錠を行い管理することとする。
- ・ 工事中も必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮する。
- ・ 作業時に学校内の器物や児童生徒の作品等を破損しないよう十分に注意することとする。また、破損事故等が発生した場合は、対象校の管理者及び本市に直ちに連絡し、その指示に従うこととする。

## ケ 試運転調整

- ・ 以下の試運転調整を行うこととする。
  - 風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温の測定
  - 室内及び室外の機器騒音の測定
  - 単位時間あたりのエネルギー消費量の測定（初期運転状態の記録）
- ・ 試運転調整で測定した各データは、維持管理業務段階において空調設備等の性能の基礎資料として用いることを想定しているため、整理して記録することとする。
- ・ 試運転調整に必要な電力、ガスは、学校に確認の上、無償で使用できるものとする。ただし、電力の使用においてはデマンドが急激に高くなり、契約電力が増加しないよう十分考慮することとする。

## コ 工事写真

- ・ 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出することとする。設置した室内機、室外機及び受変電設備は、全ての機器について、図面と対応した写真を提出することとする。また、工事状況写真、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出することとする。

## サ 交付金申請手続きの支援

- ・ 本市が行う交付金申請手続きに対して、諸室の面積が分かる設備図面の作成など支援を行うこととする。
- ・ 竣工図、面積算定図、工事内訳書は工事が完了する年度の2月中に提出すること。

## シ 事業者が行う完成検査

- ・ 工事完了後、本事業において選任された工事監理者のうち、各施工年度の当該対象校の工事を担当した者以外の者の中から各施工年度の対象校ごとに検査員を選定して完成検査を行い、いずれも業務水準を満たしていることを確認することとする。
- ・ 各施工年度の対象校ごとの当該完成検査の日程を事前に本市及び学校に対して通知することとする。
- ・ 本市及び学校に対して、完成検査の結果を書面で報告することとする。

## ス 建設副産物の取扱い等

- ・ 工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用を努めることとする。

## セ その他

- ・ 施工中は、「1-(10) 遵守すべき法制度等」のほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めることとする。
- ・ 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めることとする。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこととする。
- ・ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めることとする。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行うこととする。
- ・ 対象校敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。
- ・ 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めることとする。
- ・ 工事の実施にあたって、室内、廊下等の天井ボード類に石綿が含まれている可能性のある場合、外壁等の仕上面(天井内に存在する場合も含む)が石綿含有仕上塗材の可能

性のある場合、又は、吹付アスベスト等のアスベスト含有建材が使用されている可能性のある場合には、関係法令、規則等を遵守して施工を行うこととする。

- ・ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は、火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ることとする。
- ・ 対象校敷地内及びその付近において、喫煙を禁止する。
- ・ 駐車場、資材置場等の位置について、本市及び学校に承諾を得ることとする。
- ・ 自家用電気工作物の改修等に伴い、電気主任技術者の立会等の措置を講じ、この費用は事業者負担とする。なお、運用段階にあたって追加措置が必要になった場合（実際の運転状況によって力率の改善が求められる場合等）には、事業者がコンデンサの追加設置等について負担することとする。
- ・ 建設業退職金共済制度の適用対象となる現場労働者がいる場合、原則、当該制度に加入し、共済証紙を現物交付するよう努めることとする。

## 5 工事監理業務の要求水準

### (1) 工事監理業務の基本事項

#### ア 工事監理業務の範囲

本要求水準書、事業者提案等に基づき、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に本市に対して工事及び工事監理の状況を報告することとする。工事監理業務には、以下のものを含む。

- ・ 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

#### イ 工事監理業務の期間

「1-(6) 本事業のスケジュール」に定める施工期間内に行うこととする。

#### ウ 工事監理業務の実施体制

工事監理業務の遂行にあたっては、以下に示す有資格者等を配置し、工事監理業務着手前に本市に提出して承認を得ることとする。また、工事監理者の承認を本市から得た後、対象校に通知することとする。

- ・ 工事監理の業務を行う企業は、本事業における当該対象校の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならないこととする。
- ・ 工事監理者は、原則として1人につき同時期に10校まで担当可能とする。
- ・ 工事監理者の資格要件は、「3-(1) -ウ-(イ) 設計担当者」に示す資格要件に準じることとする。

## エ 工事監理業務の報告及び書類・図書等の提出

定期的に本市に対して、工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、別紙5に示す書類・図書等を本市に提出し、承認を得ることとする。

また、川崎市契約条例にのっとり、事業者は本市に準じた措置を講ずることとし、本市の定めた期日までに作業報酬台帳の提出等を行うこととする。

### (2) 工事監理業務の基本方針

施工、設備の引渡しまでの期間において、本市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、「1-(6) 本事業のスケジュール」に定める期間に確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこととする。

空調設備等の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講ずることとする。

### (3) 工事監理業務に関する要求水準

#### ア 一般的要件

- ・ 事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、空調設備等の設置工事の適切な監理に必要な業務を行うこととする。
  - 設置、撤去及び関連工事等業務の工事監理
  - 設置、撤去及び関連工事等業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査
  - 協議記録の作成及び本市への提出
- ・ 工事監理業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、本市との協議によって事業者が作成することとする。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を本市に報告することとする。
- ・ 工事監理者は、本市及び学校に対し工事監理の状況を報告し、本市の確認を受けることとする。ただし、この確認は、施工の状況、業務水準に関する本市の認証を意味するものではない。また、工事監理者は、本市又は学校が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行うこととする。
- ・ 工事完了時には、完成検査を行うこととする。
- ・ 工事監理者は、工事が完了するごとに本市に対して完成検査の結果報告を行うとともに、学校に対しても完成検査の結果報告を行うこととする。
- ・ 事業者は、施工記録を用意して現場で本市の確認を受け、本市は空調設備等の状態が業務水準に適合するか否かについて完成確認を行うこととする。ただし、この確認は、業務水準に関する本市の認証を意味するものではない。
- ・ 業務水準に関しては、事業契約期間中にわたり事業者が担保する義務を有するものとする。完成確認の結果、業務水準を満たしていない場合には、事業者は速やかに補修又

は改善を行うこととする。

#### イ 事業者が行う完成検査

- ・ 本事業において選任された工事監理者のうち、当該対象校の工事を担当した者以外の者の中から検査員を選定し、完成検査を行うこととする。
- ・ 事業者は、完成検査及び試運転の実施については、事前に本市に通知することとする。
- ・ 本市は、事業者が実施する完成検査及び試運転に立ち会うことができるものとする。
- ・ 事業者は、本市に対して完成検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添え、完成検査及び試運転の結果を報告することとする。

#### ウ 本市が行う完成確認

- ・ 事業者は、完成確認に必要な工事完成図書を作成し、本市に提出することとする。
- ・ 本市は、事業者による前項の完成検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成確認を実施することとする。
- ・ 体育館空調の使用が可能な状態になった際、完成検査や引き渡しまでの間において、本市で当該空調を使用できるようにすること。その間は、維持管理業務は発生しないが、不具合等に対しては、引渡しに向けて施工業務として対応することとする。

### 6 所有権移転業務の要求水準

本市が行う完成確認が終了した際には、本市に対して、空調設備等の所有権を移転するものとする。

空調設備等の引渡しは、令和9年6月から令和12年3月までの間に行うこととする。

各年度の引渡し日は4回設け、6月、8月、12月及び3月の各末日（ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。）のいずれかに、各年度に施工を行う対象校ごとに、引渡しを行うこととする。各施工年度の対象校ごとの引渡し日は、別紙2に示す対象校毎の施工可能期間を踏まえた事業者の提案に委ねることとする。

### 7 維持管理業務の要求水準

#### (1) 維持管理業務の基本事項

##### ア 維持管理業務の範囲

本要求水準書、事業者提案等に従い、空調設備等の設置時の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行うこととする。維持管理業務には以下のものを含む。

- ・ 空調設備等の維持管理のための事前調査業務
- ・ 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備等を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等。）
- ・ 空調設備等の緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- ・ 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- ・ 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- ・ 空調設備等の法定点検業務（フロン排出抑制法に係る点検業務等）
- ・ その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、本市が行うモニタリングへの対応等）

なお、エネルギー供給は、本事業の範囲に含まない。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用は、本市が負担するものとする。

## イ 維持管理業務の期間

「1-(6) 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間内に行うこととする。

## ウ 維持管理業務の実施体制

### (ア) 維持管理担当技術者の配置

- ・ 維持管理業務を遂行するにあたっては、必要な有資格者等を担当技術者として配置し、業務着手前に本市の承認を得ることとする。なお、維持管理業務の履行期間中において、その者が担当技術者として著しく不相当と本市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じることとする。
- ・ フロン排出抑制法に基づく、定期点検を実施する担当技術者は、冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者とする。
- ・ その他、維持管理業務を遂行するにあたって必要な有資格者等を適切に配置することとする。

## エ 維持管理業務の報告及び書類・図書等の提出

以下の計画書及び報告書を作成し、本市へ提出することとする。

### (ア) 維持管理業務計画書の提出

- ・ 維持管理業務の実施に必要な計画書、手順書、帳票、様式等（以下、「維持管理業

務計画書」という。)を作成し、事業契約締結後、可能な限り速やかに本市に提出し、承諾を得ることとする。維持管理業務計画書に記載する内容を以下に示す。

- 業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、本市への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他必要となる文書・帳票・様式（年間計画書、月間計画書、基準表、記録、点検表等）

#### (イ) 年度業務計画書の提出

- ・ 事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校における維持管理業務の業務計画を記載した年度業務計画書を作成し、本市に提出することとする。ただし、初年度は事業契約締結後に、可能な限り速やかに行うこととする。

#### (ウ) 月報の提出

- ・ 事業契約書に規定するとおり、当該期間の維持管理業務の状況に関する月報を作成し、本市に提出し、確認を得ることとする。
- ・ 上記の報告書の内容は、以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。
  - 対象校別の空調設備等に係る月別エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分）
  - 空調設備等の室外機別の月別運転時間
  - 空調設備等に係る対象室別の日別・月別空調運転時間
  - 空調設備等に係る対象室別室内温度等測定記録（当該月に測定対象となった対象校における対象室分）
  - 空調設備等の維持管理業務実施記録

#### (エ) 半期業務報告書及び年度業務報告書の提出

- ・ 事業契約書に規定する当該期間の空調設備等の維持管理業務に関する半期業務報告書及び年度業務報告書を作成し、それぞれ半期ごと又は年度ごとに本市に提出し、確認を得ることとする。
- ・ 上記の報告書の内容は、各事業年度の月報の取りまとめ及び以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。
  - 対象校別の空調設備等に係るエネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分）
  - 空調設備等の室外機別の運転時間
  - 空調設備等に係る対象室別（室内機別）の総空調稼働時間
  - フロン排出抑制法に基づく定期点検記録（提出は実施年のみとするが、修理、冷媒の充填・回収を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、冷媒漏えい点検記録簿に記録することとする。）

#### (オ) 作業報酬台帳等の提出

- ・ 川崎市契約条例にのっとり、事業者は本市に準じた措置を講ずることとし、本市の定

めた期日までに作業報酬台帳の提出等を行うこととする。

## (2) 維持管理業務の基本方針

### ア 環境負荷低減への配慮

- ・ 事業期間にわたって、空調環境の提供のために消費するエネルギー量の削減、冷媒漏洩量の削減等、環境負荷を低減するための工夫を行うこととする。
- ・ 性能劣化を防止するとともに、エネルギー消費量の削減による二酸化炭素排出量の抑制、冷媒漏洩量を抑制する法定点検の実施に配慮した維持管理計画を策定することとする。
- ・ 消費エネルギー量の削減や冷媒漏洩量の削減等を目的として、対象校における空調設備等の適切な運用を促す具体的な助言計画を検討・提案し、本市の了解を得ることとする。

### イ ライフサイクルコストへの配慮

- ・ エネルギーコストの削減や冷媒充填量の低減に配慮する等、ライフサイクルコストの抑制に配慮する。
- ・ 使用エネルギー量の削減、冷媒漏洩量の低減を目的として、対象校における空調設備等の適切な運用を促す具体的な指導計画を立案することとする。

### ウ 維持管理計画・維持管理体制の妥当性、モニタリングの仕組み

- ・ 長期間にわたり、適切な維持管理品質を確保する維持管理計画を立案し、維持管理体制において責任を明確にし、機動性のある対応が可能な業務体制を構築することとする。
- ・ エネルギー消費量や冷媒充填量の記録等、維持管理段階でのモニタリングを効果的かつ効率的に実施する仕組みを構築し、空調設備等の性能劣化を防止し、業務を確実に遂行することとする。

### エ 事業終了後の配慮

- ・ 事業期間終了後も空調設備等の一定の性能を確保するため、事業最終年度の運用期間中に一斉点検（エネルギー性能、機器劣化状況等のデータ把握・分析・検証等）を行い、事業期間終了に向けた維持管理上の配慮（事業期間終了後における継続運用に向けた性能の確保）を行うこととする。
- ・ 室外機、室内機について、製造年月日、型番、修繕履歴等をまとめた機器台帳を作成し、事業期間中も機器の状態の管理を行うとともに、事業終了時に本市に提出すること。
- ・ 事業期間終了後における空調機器の運用や再整備等に向けた提案を行うこととする。

## オ 緊急時の対応等

- ・ 空調設備等の故障等の不具合発生時には、迅速な対策がとれる体制を構築するとともに、改善等の処置が効率的に行えるよう対策を講じることとする。
- ・ 本市及び学校からの問合せ・照会等に対して、迅速に対応できる体制を構築することとする。

## カ その他

- ・ 上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

### (3) 維持管理業務に関する要求水準

#### ア 一般的要件

- ・ 「1-(6) 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間、対象室において、空調環境を提供可能な状態に保つこととする。
- ・ 本市又は学校が要望する時期に、空調設備等についてシーズンイン点検を行うこととする。
- ・ 空調設備等については、対象室ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を本市及び当該学校に報告することとする。
- ・ 対象校ごとに、空調環境の提供で空調設備等が消費するエネルギー量を計測し、月ごとに計量・記録（電気にあつては、デマンド値を含む。）し、本市及び学校に報告することとする。
- ・ 各対象校において、維持管理業務を行う最初の年度の7月から9月の間のいずれかの日に、各対象室（付属室は除く。）に計測機材を持ち込み、室内温度及び外気温度を専用機材により測定し、提供条件の確認を行い、本市及び学校に報告することとする。その他空調設備の性能を確認するため、事業期間にわたってモニタリングする項目として、事業者の提案があれば、当該提案に基づき測定することとする。
- ・ 事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち本市が指定する14校について、各対象室において、前項と同様に計測機材を持ち込み、室内温度、外気温度及び騒音レベルを専用機材により測定し、提供条件の確認を行い、本市及び学校に報告することとする。その他の事業者が提案した測定項目についても、当該提案に基づき測定することとする。なお、測定の結果、維持管理業務を行う最初の年度に測定した記録から性能の劣化の可能性がある場合は、性能を維持するための適切な対応を行うこととする。
- ・ 本市又は学校から空調設備等に係る故障等の不具合の発生について連絡を受けた場合には、速やかに内容を調査し、必要に応じて、室内温度の測定等を行い、本市及び学校に報告することとする。なお、測定の結果、維持管理業務を行う最初の年度に測定した記録から性能の劣化の可能性がある場合は、性能を維持するための適切な対応を行うこととする。

- ・ 空調設備等の導入による電気デマンド増加又は受変電設備の設置及び変更（供用開始後を含む）により、本市が保安管理業務を契約する法人等との契約金額が増加する場合は、施工業務実施の前年度7月中に、増加費用の見込みを本市に報告することとする。なお、当該増加費用分は本市が負担するものとする。ただし、瑕疵又は事業者の故意、重過失によるものはこの限りでなく、事業契約書の定めによる。
- ・ 業務の実施にあたっては、学校と十分協議の上、学校教育活動等に支障のないよう留意することとする。

#### イ 空調環境の標準提供条件

- ・ 基本的な空調環境の提供条件を「別紙6 空調環境の標準提供条件」に示す。ただし、別紙6は維持管理業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、別紙6の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。

#### ウ 保全

- ・ 空調設備等及び関連機器並びに本事業で整備した供給設備については、事業契約期間内において継続的に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、清掃及び経常的修繕を行うこととする（フィルターの清掃、消耗品の交換等）。
- ・ 業務水準が満たされていない場合は、本市又は学校の指示に基づき、所要の性能を速やかに回復する等、適切な処置を施すこととする。

#### エ 修繕及び代替品の調達等

- ・ 本市又は学校から空調設備等に係る故障等の不具合の発生について連絡を受けた場合には、速やかに内容を調査し、本市又は学校に報告するとともに、空調設備等の場合には、業務水準を満たすよう迅速に対応策を講じることとする。
- ・ 上記の調査の結果、空調設備等の故障等の不具合によって、空調環境の継続的提供が困難になった場合には、速やかに業務水準を満たす代替品を調達し、空調環境を提供できる状態にすることとする。

#### オ 空調設備等の運用方法についての適正化に関する助言

- ・ 空調環境の提供開始時まで、対象校ごとに空調設備等の概要、操作方法、省エネ運用の方法、不具合発生時の対処及び緊急連絡先等を記載した「運転マニュアル」を作成し、対象校に提供することとする。
- ・ 空調環境の提供開始時まで、上記の「運転マニュアル」を用いて、各対象校において、空調設備等の取扱方法及び操作方法についての説明、助言を行うこととする。
- ・ 本市又は学校から空調設備等の取扱方法及び操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び助言を行うこととする。

## カ 法定点検

- ・ 空調設備等について、フロン排出抑制法に基づく「7－(1)－ウ－(ア) 維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検を実施し、その結果を記録し、本市及び学校に報告することとする。
- ・ 同法に基づく年4回の簡易点検のうち、事業者はシーズンイン点検に併せて年2回のみ実施することとする。
- ・ これらの点検で、空調設備等について冷媒の漏洩等が認められる場合は、本市及び学校に報告し、空調設備等については、速やかに対策を講じることとする。

## キ 防災及び災害時の対応

- ・ 停電時に電源自立型 GHP の自家発電による運転に切り替える方法や電力復旧時の操作方法等、停電時における電源自立型 GHP の使用方法を示した「停電時の運用マニュアル」を作成することとする。

## ク その他

- ・ 事業者は、本市が行うモニタリングに協力することとする。

## 8 移設等業務の要求水準

### (1) 移設等業務の基本事項

#### ア 業務の範囲

移設等業務には以下の業務を含む。

- ・ 対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等により移設等（設備の保管を含む）が必要となった場合の、空調設備等に係る移設等業務（一度機器を外した後他の場所で保管し、再設置する業務も含む）
- ・ 空調設備等の移設等業務にかかる費用は、本市の負担とする。

### (2) 移設等業務に関する要求水準

- ・ 対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等により、空調設備等の移設等（設備の保管を含む）が必要となった場合、本市の指示に基づき業務を実施することとする。
- ・ 上記の空調設備等の移設等に係る費用は、本市の負担とする。支払方法は、本市及び事業者が協議して定める。

別紙1 本事業の対象校及び対象室一覧

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19	○	—	—
2	東門前小学校	川崎市川崎区東門前3-4-6	○	—	—
3	大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1	○	—	—
4	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19	○	—	—
5	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1	○	—	—
6	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1-9-15	○	—	—
7	大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1	○	—	—
8	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	○	—	—
9	東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20	○	—	—
10	小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24	○	—	—
11	向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1	○	—	—
12	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13	○	—	—
13	京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4	○	—	—
14	南河原小学校	川崎市幸区都町18	○	—	—
15	御幸小学校	川崎市幸区遠藤町1	○	—	—
16	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165	○	—	—
17	古川小学校	川崎市幸区古川町70	○	—	—
18	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1	○	—	—
19	古市場小学校	川崎市幸区古市場1-1	○	—	—
20	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1	○	—	—
21	下河原小学校	川崎市中原区上平間585	○	—	—
22	平間小学校	川崎市中原区上平間1480	○	—	—
23	玉川小学校	川崎市中原区北谷町32	○	—	—
24	木月小学校	川崎市中原区木月4-53-1	○	—	—
25	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町29-1	○	—	—
26	今井小学校	川崎市中原区今井西町3-18	○	—	—
27	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1-950	○	—	—
28	宮内小学校	川崎市中原区宮内2-4-1	○	—	—
29	大戸小学校	川崎市中原区下小田中1-4-1	○	—	—
30	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3-35-1	○	—	—
31	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中1-27-1	○	—	—
32	橘小学校	川崎市高津区千年1024	○	—	—
33	末長小学校	川崎市高津区末長3-8-1	○	—	—
34	新作小学校	川崎市高津区新作1-9-1	○	—	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
35	東高津小学校	川崎市高津区北見方2-5-1	○	—	—
36	久本小学校	川崎市高津区久本3-11-3	○	—	—
37	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷4-12	○	—	—
38	西梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷2-14-1	○	—	—
39	久末小学校	川崎市高津区久末647	○	—	—
40	上作延小学校	川崎市高津区上作延559	○	—	—
41	南原小学校	川崎市高津区上作延796	○	—	—
42	久地小学校	川崎市高津区久地4-2-1	○	—	—
43	野川小学校	川崎市宮前区西野川2 - 19 - 1	○	—	—
44	西野川小学校	川崎市宮前区野川台3-10-1	○	—	—
45	南野川小学校	川崎市宮前区南野川2-12-1	○	—	—
46	宮崎小学校	川崎市宮前区馬絹1-30-9	○	—	—
47	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬5-12-1	○	—	—
48	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬7-6-1	○	—	—
49	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平3-14-1	○	—	—
50	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎3-18-2	○	—	—
51	平小学校	川崎市宮前区平6-5-1	○	—	○
52	白幡台小学校	川崎市宮前区南平台13-1	○	—	—
53	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1-5-1	○	—	—
54	稗原小学校	川崎市宮前区水沢3-7-1	○	—	—
55	犬蔵小学校	川崎市宮前区犬蔵1-3-1	○	—	—
56	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3-1-11	○	—	—
57	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3-18-1	○	—	—
58	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7-28-1	○	—	—
59	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2-1-1	○	—	—
60	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329	○	—	—
61	下布田小学校	川崎市多摩区布田23-1	○	—	—
62	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2-19-1	○	—	—
63	南菅小学校	川崎市多摩区菅馬場3-25-1	○	—	—
64	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	○	—	—
65	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1	○	—	—
66	東生田小学校	川崎市多摩区柘形4-9-1	○	—	—
67	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4	○	—	—
68	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1	○	—	—
69	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1	○	—	—
70	長沢小学校	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	○	—	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
71	千代ヶ丘小学校	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	○	—	—
72	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1	○	—	○
73	百合丘小学校	川崎市麻生区百合丘2-1-2	○	—	—
74	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禪寺西1-26-1	○	—	—
75	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1	○	—	—
76	東柿生小学校	川崎市麻生区王禪寺東6-3-1	○	—	—
77	王禪寺中央小学校	川崎市麻生区王禪寺東4-14-1	○	—	—
78	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1	○	—	○
79	虹ヶ丘小学校	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	○	—	—
80	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1	○	—	—
81	片平小学校	川崎市麻生区片平5-28-1	○	—	—
82	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	○	—	—
83	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	○	—	—
84	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	○	○	—
85	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	○	○	—
86	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	○	○	—
87	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	○	—	—
88	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	○	—	—
89	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31	—	○	—
90	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1	—	○	—
91	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60	○	○	—
92	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1	○	○	—
93	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1	○	○	—
94	平間中学校	川崎市中原区上平間1368	—	○	○
95	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562	○	—	—
96	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	○	—	—
97	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1	○	○	—
98	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	○	○	—
99	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1	○	○	—
100	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1	○	○	—
101	橘中学校	川崎市高津区千年1300	○	—	—
102	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2	○	○	○
103	東高津中学校	川崎市高津区末長4-1-1	○	—	—
104	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1	○	○	—
105	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7	○	○	—
106	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1	○	○	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
107	南菅中学校	川崎市多摩区菅馬場4-1-1	○	—	—
108	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2	—	○	—
109	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1	○	—	○
110	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1	○	—	—
111	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1	○	○	—
112	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1	○	○	—
113	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	○	○	—
114	白鳥中学校	川崎市麻生区白鳥1-5-1	○	○	—

付属室

No	学校	付属室位置及び 大きさ	配置図
5 1	平小学校	特別活動室 3 5 m <sup>2</sup> (体育館 2 階)	
7 2	金程小学校	会議室 1 7 m <sup>2</sup> × 2 部屋 (体育館 1 階)	
7 8	真福寺小学校	P T A 室 5 4 m <sup>2</sup> (体育館 2 階)	

No	学校	付属室位置及び 大きさ	配置図
94	平間中学校	ミーティングルーム 92 m <sup>2</sup> (体育館2階)	
102	高津中学校	ホール 24 m <sup>2</sup> (体育館2階)	
109	南生田中学校	トレーニング室 49 m <sup>2</sup> (体育館2階)	

別紙2 対象校毎の施工可能期間 ※令和8年5月時点

- 本資料は、令和8年5月時点の想定として、対象室の施工可能期間を示すものである。このため、今後の他工事の発生、学校との改めての調整等により、変更の生じる可能性があることに留意すること。
- 施工期間は、事業者にて、提案時点で「選択可能パターン」から選択することを想定している。
- 各パターンの施工可能期間の上段は、対象室内工事可能期間、下段は、対象室外工事可能期間を表す。
- 「選択可能パターン」のうち、優先順位が記載されている学校は、可能な限り、優先度の高いパターンで整備すること。
- 「備考」欄は、各学校の行事や意向等の注意事項を掲載している。これを踏まえ設計段階から学校等と調整し、十分配慮して施工すること。
- 詳細な施工期間は、契約締結後、事業者にて各学校と調整し、決定するものとする。また、可能な限り施工期間の短縮が図られることが望ましい。

…体育館内工事可能期間  
 …体育館外工事可能期間

令和9年度

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																		備考	
				開始日～終了日	令和8年度			令和9年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	殿町小学校	①		12月1日～2月15日																2月の早期に工事が終了することを希望			
				10月1日～2月26日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
		③		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
9	渡田小学校	①	1	10月1日～12月18日															1月から体育館の使用を希望				
				8月1日～12月28日																			
		②	2	11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月21日																			
23	御幸小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
		③		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			

令和9年度

…体育館内工事可能期間  
 …体育館外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																		備考	
				開始日～終了日	令和8年度			令和9年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
49	大戸小学校	①		11月27日～2月8日																11月26日は体育館使用			
				10月1日～2月18日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
50	下小田中小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
		②		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
56	末長小学校	①	2	11月19日～2月7日															2月の早期に工事が終了することを希望				
				9月19日～2月17日																			
		②	1	11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
66	上作延小学校	①	2	11月15日～2月4日															2月の早期に工事が終了することを希望				
				9月15日～2月14日																			
		②	1	11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
72	宮崎小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
		②		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
74	有馬小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
		③		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			

令和9年度

…体育館内工事可能期間  
 …体育館外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																		備考	
				開始日～終了日	令和8年度			令和9年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
83	稗原小学校	①		12月1日～2月15日																2月の早期に工事が終了することを希望			
				10月1日～2月26日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
		③		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
85	土橋小学校	①	2	12月1日～2月15日																10月末日、運動会			
				10月1日～2月26日																			
		②	1	11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
86	稲田小学校	①		12月1日～2月15日																2月の早期に工事が終了することを希望			
				10月1日～2月26日																			
		②		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
91	下布田小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
104	百合丘小学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月1日～2月26日																			
		②		10月1日～12月18日																			
				8月1日～12月28日																			
		③		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			
108	王禅寺中央小学校	①		11月25日～2月7日																2月の早期に工事が終了することを希望			
				9月25日～2月17日																			
		②		11月15日～1月31日																			
				9月1日～1月31日																			

令和9年度

…体育館内工事可能期間  
 …体育館外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																	備考	
				開始日～終了日	令和8年度			令和9年度														
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
109	真福寺小学校	①	1	12月1日～2月15日																		
				10月1日～2月26日																		
		②	3	10月1日～12月18日																11月第1土曜日に運動会		
				8月1日～12月28日																		
		③	2	11月15日～1月31日																		
9月1日～1月31日																						
111	柿生小学校	①		12月1日～2月15日																		
				10月1日～2月26日																		
214	塚越中学校	①	2	12月1日～2月15日															2月16日以降は体育館の使用を希望			
				10月1日～2月26日																		
		②	1	11月15日～1月31日																		
				9月1日～1月31日																		
219	住吉中学校	①		12月1日～2月15日																		
				10月1日～2月26日																		
		②		10月1日～12月18日																		
				8月1日～12月28日																		
		③		11月15日～1月31日																		
				9月1日～1月31日																		
51	白鳥中学校	①	2	12月1日～2月15日															体育館と武道場の使用不可期間をずらしたい			
				10月1日～2月26日																		
		②	1	11月15日～1月31日																		
				9月1日～1月31日																		

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考				
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月			
2	東門前小学校	①		11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			
		③		10月2日～12月15日																			
				8月1日～12月28日																			
④		12月1日～2月15日																					
		10月2日～2月28日																					
3	大師小学校	①		11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			
		③		12月1日～2月15日																			
				10月2日～2月28日																			
4	川中島小学校	①		11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			
		③		12月1日～2月15日																			
				10月2日～2月28日																			
10	小田小学校	①		4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考		
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
13	京町小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
④		12月1日～2月15日																			
		10月2日～2月28日																			
14	南河原小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
④		12月1日～2月15日																			
		10月2日～2月28日																			
19	古市場小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
④		12月1日～2月15日																			
		10月2日～2月28日																			

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考		
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
20	夢見ヶ崎小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
④		12月1日～2月15日																			
		10月2日～2月28日																			
21	下河原小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	
23	玉川小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	
25	井田小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
		④		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
27	中原小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		10月2日～12月15日																
8月1日～12月28日																				
34	新作小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		10月2日～12月15日																
				8月1日～12月28日																
		④		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				
35	東高津小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		10月2日～12月15日																
				8月1日～12月28日																
		④		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				
37	梶ヶ谷小学校	①		11月1日～1月14日															10月に運動会	
				9月1日～1月31日																
		②		12月1日～2月15日																
				10月2日～2月28日																

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考			
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度														
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月		
39	久末小学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月2日～6月30日																		
		③		10月2日～12月15日																		
				8月1日～12月28日																		
④		12月1日～2月15日																				
		10月2日～2月28日																				
44	西野川小学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月2日～6月30日																		
		③		12月1日～2月15日																		
				10月2日～2月28日																		
48	西有馬小学校	①		11月1日～1月14日																10月中旬～末に運動会		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月2日～6月30日																		
		③		12月1日～2月15日																		10月中旬～末に運動会
				10月2日～2月28日																		
49	宮前平小学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月2日～6月30日																		
		③		12月1日～2月15日																		2月の早期に工事が終了することを希望
				10月2日～2月28日																		
51	平小学校	①		12月18日～2月26日																校舎再生工事後の工事となるため、工期は動かせない。		
				10月1日～2月26日																		

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
55	犬蔵小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				
59	宿河原小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																4月前半は、体育館の使用を希望
				2月2日～6月30日																
		③		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				
64	西菅小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		10月2日～12月15日																
				8月1日～12月28日																
④		12月1日～2月15日																		
		10月2日～2月28日																		
66	東生田小学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																・10月体育館の使用を希望 ・2月中旬から4月中旬まで体育館の使用を希望
				2月2日～6月30日																
		③		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考		
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
68	生田小学校	①		11月1日～1月14日																令和9年12月までに施工期間の決定を希望	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
		④		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	
72	金程小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	
74	南百合丘小学校	①		11月1日～1月14日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月2日～6月30日																	
		③		10月2日～12月15日																	
				8月1日～12月28日																	
		④		12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	
75	麻生小学校	①	2	11月1日～1月14日															10月に運動会があるため、その日は車両の出入りは避けて欲しい		
				9月1日～1月31日																	
		②	1	12月1日～2月15日																	
				10月2日～2月28日																	

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
84	田島中学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		12月1日～2月15日																
10月2日～2月28日																				
86	渡田中学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		12月1日～2月15日																
				10月2日～2月28日																
88	川崎中学校	①		11月1日～1月14日															校舎再生工事後の工事となるため、工期は動かせない。	
				9月1日～1月31日																
92	日吉中学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
93	南加瀬中学校	①		11月1日～1月14日																
				4月17日～9月29日																
95	玉川中学校	①		11月1日～1月14日															校舎再生工事後の工事となるため、工期は動かせない。	
				9月1日～1月31日																
98	中原中学校	①		11月1日～1月14日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月2日～6月30日																
		③		10月2日～12月15日																
				8月1日～12月28日																
		④		12月1日～2月15日																
				10月2日～2月28日																

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考			
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度														
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月		
99	宮内中学校	①		11月1日～1月14日																令和9年12月までに施工期間の決定を希望		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月2日～6月30日																		
		③		10月2日～12月15日																		
				8月1日～12月28日																		
④		12月1日～2月15日																				
		10月2日～2月28日																				
100	西中原中学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		12月1日～2月15日																		
				10月2日～2月28日																		
101	橘中学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		10月2日～12月15日																		
				8月1日～12月28日																		
		③		12月1日～2月15日																		
				10月2日～2月28日																		
102	高津中学校	①		11月1日～1月14日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		12月1日～2月15日																		
				10月2日～2月28日																		
105	宮前平中学校	①		11月1日～1月14日															校舎再生工事後の工事となるため、工期は動かさない。			
				9月1日～1月31日																		
106	稲田中学校	①		10月25日～1月9日																例年、1月10日頃に消防の出初式を体育館・武道館で実施		
				8月25日～1月25日																		

令和10年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考				
				開始日～終了日	令和9年度			令和10年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月			
107	南菅中学校	①	1	11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
		②	3	4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			
		③	3	10月2日～12月15日																			
				8月1日～12月28日																			
④	2	12月1日～2月15日																					
		10月2日～2月28日																					
109	南生田中学校	①		11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月2日～6月30日																			
		③		12月1日～2月15日																			
				10月2日～2月28日																			
110	西生田中学校	①		11月1日～1月14日																			
				9月1日～1月31日																			
111	金程中学校	①		12月1日～2月15日																			
				10月2日～2月28日																			
89	南河原中学校	①		4月17日～6月30日																	武道場のみ		
				2月2日～6月30日																			
90	御幸中学校	①		12月1日～2月15日																	武道場のみ		
				10月2日～2月28日																			
94	平間中学校	①		4月17日～6月30日																	武道場及び付属室		
				2月2日～6月30日																			

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考		
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
5	藤崎小学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月1日～6月30日																	
		③		12月3日～2月15日																	
10月1日～2月28日																					
6	さくら小学校	①		4月17日～6月30日																	
				2月1日～6月30日																	
		②		12月3日～2月15日																	
				10月1日～2月28日																	
7	大島小学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		10月1日～12月14日																	
				8月1日～12月28日																	
		③		12月3日～2月15日																	
10月1日～2月28日																					
9	東小田小学校	①		11月2日～1月15日																例年11月1日、2日頃に運動会を実施	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月1日～6月30日																	
		③		10月1日～12月14日																	
8月1日～12月28日																					

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考			
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度														
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月		
11	向小学校	①		11月1日～1月15日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		③		10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		
		④		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
12	宮前小学校	①		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		②		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
16	戸手小学校	①		11月1日～1月15日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		③		10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		
		④		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
17	古川小学校	①		11月1日～1月15日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		③		10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		
		④		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
18	東小倉小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																卒業式や入学式に重ならないように実施
				2月1日～6月30日																
		③		10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
④		12月3日～2月15日																		
		10月1日～2月28日																		
22	平間小学校	①	1	11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②	2	4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③	3	10月1日～12月14日															11月は体育館の使用を希望	
				8月1日～12月28日																
24	木月小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日															令和10年度は、校舎再生整備工事を実施	
				2月1日～6月30日																
		③		10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
④		12月3日～2月15日																		
		10月1日～2月28日																		
26	今井小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		12月3日～2月15日																
				10月1日～2月28日																

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
28	宮内小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
		③		12月3日～2月15日																
10月1日～2月28日																				
31	大谷戸小学校	①	2	11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②	1	4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③	4	10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
		④	3	12月3日～2月15日																
10月1日～2月28日																				
32	橘小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
		④		12月3日～2月15日																
10月1日～2月28日																				
36	久本小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		10月1日～12月14日																
				8月1日～12月28日																
		④		12月3日～2月15日																
10月1日～2月28日																				

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考	
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
38	西梶ヶ谷小学校	①		4月17日～6月30日																11月第2週に運動会
				2月1日～6月30日																
		②		11月26日～2月13日																
				10月1日～2月28日																
41	南原小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		12月3日～2月15日																
				10月1日～2月28日																
42	久地小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		12月3日～2月15日																
				10月1日～2月28日																
43	野川小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		12月3日～2月15日																
				10月1日～2月28日																
45	南野川小学校	①		11月1日～1月15日																
				9月1日～1月31日																
		②		4月17日～6月30日																
				2月1日～6月30日																
		③		12月3日～2月15日																
				10月1日～2月28日																

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																		備考	
				開始日～終了日	令和10年度						令和11年度												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
50	宮崎台小学校	①		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		②		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
52	白幡台小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
53	菅生小学校	①		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		②		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
58	長尾小学校	①	1	11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②	2	4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
60	登戸小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		③		10月1日～12月14日																			
				8月1日～12月28日																			
		④		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間																		備考	
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
62	東菅小学校	①		11月1日～1月15日																① 運動会を10月末に実施するため、校庭が狭くなる場合は、要相談 ③ 運動会を10月末に実施するため、校庭が狭くなる場合は、要相談			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		③		10月1日～12月14日																			
				8月1日～12月28日																			
		④		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
63	南菅小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		③		10月1日～12月14日																			
				8月1日～12月28日																			
		④		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
65	菅小学校	①		11月1日～1月15日														10月末に運動会					
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		③		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
67	三田小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		10月1日～12月14日																			
				8月1日～12月28日																			

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考				
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月			
69	南生田小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		③		10月1日～12月14日																			
				8月1日～12月28日																			
		④		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
70	長沢小学校	①		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
		②		12月3日～2月15日																			
				10月1日～2月28日																			
71	千代ヶ丘小学校	①	2	11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②	1	4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
76	東柿生小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			
79	虹ヶ丘小学校	①		11月1日～1月15日																			
				9月1日～1月31日																			
		②		4月17日～6月30日																			
				2月1日～6月30日																			

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考			
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度														
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月		
81	片平小学校	①		11月1日～1月15日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		③		10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		
		④		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
82	大師中学校	①		11月1日～1月15日																		
				9月1日～1月31日																		
		②		4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
		③		12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
		83	南大師中学校	①		11月1日～1月15日																
						9月1日～1月31日																
②				4月17日～6月30日																		
				2月1日～6月30日																		
③				10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		
④				12月3日～2月15日																		
				10月1日～2月28日																		
85	京町中学校	①		4月17日～6月30日																・体育館と武道場の使用不可期間をずらしたい ・12月24日頃、相撲大会のため体育館を使用		
				2月1日～6月30日																		
		②		10月1日～12月14日																		
				8月1日～12月28日																		

令和11年度

…対象室内工事可能期間  
 …対象室外工事可能期間

No.	対象校	選択可能パターン	優先順位	施工可能期間															備考		
				開始日～終了日	令和10年度			令和11年度													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
87	富士見中学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月1日～6月30日																	
		③		10月1日～12月14日																	
				8月1日～12月28日																	
		④		12月3日～2月15日																	
				10月1日～2月28日																	
97	井田中学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
		②		12月3日～2月15日																	
				10月1日～2月28日																	
103	東高津中学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
104	有馬中学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
112	麻生中学校	①		11月1日～1月15日																	
				9月1日～1月31日																	
113	王禅寺中央中学校	①		11月1日～1月15日																体育館と武道場の使用不可期間をずらしたい	
				9月1日～1月31日																	
		②		12月3日～2月15日																	
				10月1日～2月28日																	
108	生田中学校	①		11月1日～1月15日																武道場のみ	
				9月1日～1月31日																	
		②		4月17日～6月30日																	
				2月1日～6月30日																	
		③		10月1日～12月14日																	
				8月1日～12月28日																	
		④		12月3日～2月15日																	
				10月1日～2月28日																	

## 別紙3 遵守すべき法制度等

### 1 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 道路交通法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令

### 2 条例等

- ・ 川崎市建築基準条例
- ・ 川崎市環境基本条例
- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ・ 川崎市火災予防条例
- ・ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

- ・ 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則
- ・ 令和7年度川崎市グリーン購入推進方針

### 3 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にすることとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。なお、基準類は全て最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について本市及び事業者で協議を行うものとする。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩

防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)

- ・ 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)

その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令 等

別紙4 対象校・対象室毎の空調設備等のエネルギー方式及び必要な機器選定冷房能力等

体育館アリーナ及び付属室

No	学校名	体育館アリーナ及び付属室				
		エネルギー方式	アリーナ 対象面積	機器選定 冷房能力	電源自立型 GHP 必須設 置台数	標準型 GHP で整備可能 な冷房能力
1	殿町小学校	都市ガス	751 m <sup>2</sup>	138kW	2 台	26kW 以上
2	東門前小学校	都市ガス	742 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
3	大師小学校	都市ガス	471 m <sup>2</sup>	111kW	2 台	—
4	川中島小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
5	藤崎小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	121kW	2 台	9kW 以上
6	さくら小学校	都市ガス	726 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
7	大島小学校	都市ガス	647 m <sup>2</sup>	137kW	2 台	25kW 以上
8	渡田小学校	都市ガス	625 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
9	東小田小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	121kW	2 台	9kW 以上
10	小田小学校	都市ガス	691 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
11	向小学校	都市ガス	807 m <sup>2</sup>	143kW	3 台	—
12	宮前小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
13	京町小学校	都市ガス	753 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
14	南河原小学校	L P ガス	597 m <sup>2</sup>	127kW	2 台	15kW 以上
15	御幸小学校	都市ガス	958 m <sup>2</sup>	170kW	3 台	2kW 以上
16	戸手小学校	都市ガス	714 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
17	古川小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	121kW	2 台	9kW 以上
18	東小倉小学校	都市ガス	623 m <sup>2</sup>	120kW	2 台	8kW 以上
19	古市場小学校	都市ガス	726 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
20	夢見ヶ崎小学校	都市ガス	500 m <sup>2</sup>	118kW	2 台	6kW 以上
21	下河原小学校	都市ガス	750 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
22	平間小学校	都市ガス	655 m <sup>2</sup>	139kW	2 台	27kW 以上
23	玉川小学校	都市ガス	625 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
24	木月小学校	都市ガス	471 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
25	井田小学校	都市ガス	726 m <sup>2</sup>	138kW	2 台	26kW 以上
26	今井小学校	都市ガス	777 m <sup>2</sup>	153kW	3 台	—
27	中原小学校	都市ガス	728 m <sup>2</sup>	138kW	2 台	26kW 以上
28	宮内小学校	都市ガス	686 m <sup>2</sup>	132kW	2 台	20kW 以上
29	大戸小学校	都市ガス	928 m <sup>2</sup>	165kW	3 台	—
30	下小田中小学校	都市ガス	792 m <sup>2</sup>	141kW	3 台	—
31	大谷戸小学校	L P ガス	840 m <sup>2</sup>	149kW	3 台	—

No	学校名	体育館アリーナ及び付属室				
		エネルギー方式	アリーナ 対象面積	機器選定 冷房能力	電源自立型 GHP 必須設 置台数	標準型 GHP で整備可能 な冷房能力
32	橘小学校	都市ガス	975 m <sup>2</sup>	192kW	3 台	24kW 以上
33	末長小学校	都市ガス	864 m <sup>2</sup>	171kW	3 台	3kW 以上
34	新作小学校	L P ガス	504 m <sup>2</sup>	109kW	2 台	—
35	東高津小学校	L P ガス	632 m <sup>2</sup>	122kW	2 台	10kW 以上
36	久本小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
37	梶ヶ谷小学校	都市ガス	467 m <sup>2</sup>	101kW	2 台	—
38	西梶ヶ谷小学校	都市ガス	600 m <sup>2</sup>	116kW	2 台	4kW 以上
39	久末小学校	L P ガス	809 m <sup>2</sup>	144kW	3 台	—
40	上作延小学校	L P ガス	626 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
41	南原小学校	都市ガス	624 m <sup>2</sup>	120kW	2 台	8kW 以上
42	久地小学校	L P ガス	748 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
43	野川小学校	L P ガス	656 m <sup>2</sup>	140kW	2 台	28kW 以上
44	西野川小学校	L P ガス	493 m <sup>2</sup>	106kW	2 台	—
45	南野川小学校	L P ガス	471 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
46	宮崎小学校	L P ガス	631 m <sup>2</sup>	134kW	2 台	22kW 以上
47	有馬小学校	L P ガス	473 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
48	西有馬小学校	都市ガス	493 m <sup>2</sup>	106kW	2 台	—
49	宮前平小学校	都市ガス	493 m <sup>2</sup>	106kW	2 台	—
50	宮崎台小学校	都市ガス	504 m <sup>2</sup>	109kW	2 台	—
51	平小学校	都市ガス	493 m <sup>2</sup>	113.7kW	2 台	1.7kW 以上
52	白幡台小学校	都市ガス	471 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
53	菅生小学校	L P ガス	471 m <sup>2</sup>	111kW	2 台	—
54	稗原小学校	都市ガス	624 m <sup>2</sup>	120kW	2 台	8kW 以上
55	犬蔵小学校	L P ガス	495 m <sup>2</sup>	107kW	2 台	—
56	土橋小学校	都市ガス	766 m <sup>2</sup>	138kW	2 台	26kW 以上
57	稲田小学校	都市ガス	531 m <sup>2</sup>	125kW	2 台	13kW 以上
58	長尾小学校	L P ガス	487 m <sup>2</sup>	105kW	2 台	—
59	宿河原小学校	L P ガス	471 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
60	登戸小学校	L P ガス	625 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
61	下布田小学校	L P ガス	493 m <sup>2</sup>	106kW	2 台	—
62	東菅小学校	L P ガス	759 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
63	南菅小学校	都市ガス	601 m <sup>2</sup>	128kW	2 台	16kW 以上
64	西菅小学校	都市ガス	629 m <sup>2</sup>	134kW	2 台	22kW 以上
65	菅小学校	都市ガス	631 m <sup>2</sup>	134kW	2 台	22kW 以上

No	学校名	体育館アリーナ及び付属室				
		エネルギー方式	アリーナ 対象面積	機器選定 冷房能力	電源自立型 GHP 必須設 置台数	標準型 GHP で整備可能 な冷房能力
66	東生田小学校	L P ガス	814 m <sup>2</sup>	144kW	3 台	—
67	三田小学校	都市ガス	476 m <sup>2</sup>	103kW	2 台	—
68	生田小学校	L P ガス	922 m <sup>2</sup>	164kW	3 台	—
69	南生田小学校	都市ガス	495 m <sup>2</sup>	107kW	2 台	—
70	長沢小学校	都市ガス	495 m <sup>2</sup>	107kW	2 台	—
71	千代ヶ丘小学校	都市ガス	495 m <sup>2</sup>	107kW	2 台	—
72	金程小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	140.5kW	3 台	—
73	百合丘小学校	L P ガス	814 m <sup>2</sup>	144kW	3 台	—
74	南百合丘小学校	都市ガス	471 m <sup>2</sup>	102kW	2 台	—
75	麻生小学校	都市ガス	657 m <sup>2</sup>	140kW	2 台	28kW 以上
76	東柿生小学校	L P ガス	784 m <sup>2</sup>	139kW	2 台	27kW 以上
77	王禅寺中央小学校	都市ガス	792 m <sup>2</sup>	141kW	3 台	—
78	真福寺小学校	都市ガス	513 m <sup>2</sup>	122.9kW	2 台	10.9kW 以上
79	虹ヶ丘小学校	都市ガス	503 m <sup>2</sup>	109kW	2 台	—
80	柿生小学校	都市ガス	872 m <sup>2</sup>	172kW	3 台	4kW 以上
81	片平小学校	都市ガス	626 m <sup>2</sup>	133kW	2 台	21kW 以上
82	大師中学校	都市ガス	931 m <sup>2</sup>	184kW	3 台	16kW 以上
83	南大師中学校	都市ガス	916 m <sup>2</sup>	163kW	3 台	—
84	田島中学校	都市ガス	856 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
85	京町中学校	L P ガス	856 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
86	渡田中学校	都市ガス	856 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
87	富士見中学校	都市ガス	1255 m <sup>2</sup>	248kW	4 台	24kW 以上
88	川崎中学校	L P ガス	856 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
91	塚越中学校	都市ガス	931 m <sup>2</sup>	184kW	3 台	16kW 以上
92	日吉中学校	L P ガス	916 m <sup>2</sup>	163kW	3 台	—
93	南加瀬中学校	都市ガス	843 m <sup>2</sup>	150kW	3 台	—
95	玉川中学校	L P ガス	856 m <sup>2</sup>	152kW	3 台	—
96	住吉中学校	都市ガス	856 m <sup>2</sup>	169kW	3 台	1kW 以上
97	井田中学校	都市ガス	851 m <sup>2</sup>	151kW	3 台	—
98	中原中学校	都市ガス	916 m <sup>2</sup>	163kW	3 台	—
99	宮内中学校	都市ガス	821 m <sup>2</sup>	146kW	3 台	—
100	西中原中学校	都市ガス	851 m <sup>2</sup>	151kW	3 台	—
101	橘中学校	都市ガス	851 m <sup>2</sup>	151kW	3 台	—
102	高津中学校	都市ガス	840 m <sup>2</sup>	154.3kW	3 台	—

No	学校名	体育館アリーナ及び付属室				
		エネルギー方式	アリーナ対象面積	機器選定冷房能力	電源自立型 GHP 必須設置台数	標準型 GHP で整備可能な冷房能力
103	東高津中学校	LPガス	792 m <sup>2</sup>	141kW	3台	—
104	有馬中学校	都市ガス	605 m <sup>2</sup>	117kW	2台	5kW 以上
105	宮前平中学校	都市ガス	608 m <sup>2</sup>	117kW	2台	5kW 以上
106	稲田中学校	LPガス	931 m <sup>2</sup>	184kW	3台	16kW 以上
107	南菅中学校	都市ガス	833 m <sup>2</sup>	148kW	3台	—
109	南生田中学校	都市ガス	605 m <sup>2</sup>	127.8kW	2台	15.8kW 以上
110	西生田中学校	LPガス	594 m <sup>2</sup>	115kW	2台	3kW 以上
111	金程中学校	都市ガス	804 m <sup>2</sup>	143kW	3台	—
112	麻生中学校	都市ガス	840 m <sup>2</sup>	166kW	3台	—
113	王禅寺中央中学校	都市ガス	605 m <sup>2</sup>	117kW	2台	5kW 以上
114	白鳥中学校	都市ガス	605 m <sup>2</sup>	117kW	2台	5kW 以上

※付属室を含む機器選定冷房能力として設定しており、体育館アリーナと付属室に設置する室内機は同じ系統とすること。

#### 武道場

No	学校名	武道場			
		エネルギー方式	対象面積	機器選定冷房能力	標準型 GHP で整備可能な冷房能力
84	田島中学校	都市ガス	376 m <sup>2</sup>	88.4kW	88.4kW 以上
85	京町中学校	LPガス	376 m <sup>2</sup>	88.4kW	88.4kW 以上
86	渡田中学校	都市ガス	548 m <sup>2</sup>	128.8kW	128.8kW 以上
89	南河原中学校	都市ガス	372 m <sup>2</sup>	87.5kW	87.5kW 以上
90	御幸中学校	都市ガス	372 m <sup>2</sup>	87.5kW	87.5kW 以上
91	塚越中学校	都市ガス	386 m <sup>2</sup>	90.8kW	90.8kW 以上
92	日吉中学校	LPガス	560 m <sup>2</sup>	131.6kW	131.6kW 以上
93	南加瀬中学校	都市ガス	399 m <sup>2</sup>	93.8kW	93.8kW 以上
94	平間中学校	都市ガス	425 m <sup>2</sup>	120.1kW	120.1kW 以上
97	井田中学校	都市ガス	328 m <sup>2</sup>	77.1kW	77.1kW 以上
98	中原中学校	都市ガス	377 m <sup>2</sup>	88.6kW	88.6kW 以上
99	宮内中学校	都市ガス	426 m <sup>2</sup>	100.2kW	100.2kW 以上
100	西中原中学校	都市ガス	375 m <sup>2</sup>	88.2kW	88.2kW 以上
102	高津中学校	都市ガス	429 m <sup>2</sup>	100.9kW	100.9kW 以上
104	有馬中学校	都市ガス	376 m <sup>2</sup>	88.4kW	88.4kW 以上
105	宮前平中学校	都市ガス	401 m <sup>2</sup>	94.3kW	94.3kW 以上
106	稲田中学校	LPガス	572 m <sup>2</sup>	134.5kW	134.5kW 以上
108	生田中学校	都市ガス	419 m <sup>2</sup>	98.5kW	98.5kW 以上

No	学校名	武道場			
		エネルギー方式	対象面積	機器選定 冷房能力	標準型 GHP で整備 可能な冷房能力
111	金程中学校	都市ガス	328 m <sup>2</sup>	77.1kW	77.1kW 以上
112	麻生中学校	都市ガス	376 m <sup>2</sup>	88.4kW	88.4kW 以上
113	王禅寺中央中学校	都市ガス	370 m <sup>2</sup>	87kW	87kW 以上
114	白鳥中学校	都市ガス	304 m <sup>2</sup>	71.5kW	71.5kW 以上

## 別紙5 提出書類一覧

本市に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。ただし、適宜協議できるものとする。また、記載のある提出書類の他、法令等に基づき必要のある書類や本事業を遂行する上で本市が必要と判断する書類についても、作成し提出することとする。

各提出書類の提出媒体（紙媒体又は電子媒体）、提出期日については、本市の指示に従うものとする。

### 1 設計業務に係る提出書類

#### (1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※1	1	A4	
2	着手届	1	A4	対象校ごと
3	管理技術者等届	1	A4	管理技術者、設計担当者。経歴書等を含む。
4	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び本市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
5	設計業務体制表	1	A4	対象校ごと
6	設計業務工程表	1	A3	対象校ごと

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

#### (2) 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務報告書	1	A4	
2	打合せ議事録	1	A4	
3	予定工程表(暫定版)	1	A3	変更があり次第適宜提出
4	仮設計画(仮設図 暫定版)	1	A4	変更があり次第適宜提出

#### (3) 設計完了時(対象校ごと)に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※2	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	成果物納入届	1	A4	対象校ごと

No.	書類名称	部数	様式	備考
4	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと
5	設計図	1	A4	対象校ごと、A3 二つ折り製本
6	設計計算書	1	A4	対象校ごと
7	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	対象校別と全対象校の集計
8	工事積算数量算出書	1	A4	対象校ごと
9	工事積算数量調書	1	A4	対象校ごと
10	工事内訳書	1	A4	対象校ごと

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

## 2 施工業務に係る提出書類

### (1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※3	1	A4	対象校ごと
2	着手届	1	A4	対象校ごと
3	現場担当者等(監理技術者、主任技術者)届	1	A4	対象校ごと
4	経歴書(監理技術者、主任技術者)	1	A4	対象校ごと
5	施工計画書	1	A4	対象校ごと、工事概要、仮設計画、現場組織表、緊急連絡体制、防災マニュアル等含む
6	使用資材一覧表	1	A4	対象校ごと
7	予定工程表	1	A3	対象校ごと、各施工年度の前年度に提出し承認を得ること
8	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
9	施工体系図	1	A3	対象校ごと
10	緊急連絡先届	1	A4	対象校ごと
11	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	
12	工事保険証書の写し	1	A4	
13	登録のための確認のお願い	1	A4	コリンズ

※3 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 各対象校の施工中に提出する書類(※どのタイミングで何が必要かを明記)

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※4	1	A4	対象校ごと
2	納入仕様書	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
3	実施工程表	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
4	施工図(2月中)	1	A3	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
	工事内訳書(2月中)			
	面積算定図(2月中)			
5	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
6	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
7	機器搬入計画書	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
8	産業廃棄物管理票(写し)	1	A4	対象校ごと
9	アンカーボルト強度試験報告書	1	A4	対象校ごと
10	協議記録	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
11	工事請負契約書の写し	1	A4	対象校ごと

※4 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(3) 各対象校の引渡し時・施工完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※5	1	A4	対象校ごと
2	工事完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成写真	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
4	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象校ごと
5	産業廃棄物管理票(写し)	1	A4	対象校ごと
6	フロン回収工程管理票 A、E	1	A4	対象校ごと
7	家電リサイクル券(写し)	1	A4	対象校ごと
8	工事日報	1	A4	対象校ごと

No.	書類名称	部数	様式	備考
9	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと
10	完成図	2	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)、A3 二つ折り製本(1部は対象校へ納品)
11	各種計算書	1	A4	対象校ごと
12	機器完成図	1	A4	対象校ごと
13	機器性能試験報告書	1	A4	対象校ごと
14	機器取扱説明書	1	A4	対象校ごと、対象校へ納品
15	機器納入者連絡先表	1	A4	対象校ごと
16	試運転調整記録	1	A4	対象校ごと
17	完成確認報告書	1	A4	対象校ごと
18	保証書	1	A4	対象校ごと
19	付属工具・鍵リスト	2	A4	対象校ごと、対象校へ納品
20	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと
21	建設業退職金共済制度に係る報告書	1	A4	
22	登録内容確認書	1	A4	コリンズ

※5 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

### 3 工事監理業務に係る提出書類

#### (1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※6	1	A4	対象校ごと
2	工事監理着手届	1	A4	対象校ごと
3	工事監理者届	1	A4	対象校ごと
4	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び本市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
5	工事監理業務体制表	1	A4	対象校ごと
6	工事監理業務工程表	1	A3	対象校ごと

※6 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

#### (2) 工事監理中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	工事監理報告書	1	A4	
2	質疑・協議応答書	1	A4	
3	指示・連絡事項	1	A4	

#### (3) 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※7	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成検査記録	1	A4	対象校ごと
4	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと

※7 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

## 別紙6 空調環境の標準提供条件

### 1 小学校の標準提供条件

		体育館アリーナ	武道場	付属室
運用室内温度 [°C]	夏季	28	—	28
	冬季	19	—	19
標準提供時間		9時間/日	—	適宜

注 本表は、維持管理業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。

### 2 中学校の標準提供条件

		体育館アリーナ	武道場	付属室
運用室内温度 [°C]	夏季	28	28	28
	冬季	19	19	19
標準提供時間		9時間/日	9時間/日	適宜

注 本表は、維持管理業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。